

平成27年 第2回定例会

1 議事日程第1号

6月19日(金曜日) 午前10時開会

日程番号1	会議録署名議員の指名
日程番号2	会期の決定 (諸般の報告)
日程番号3	行政報告
日程番号4	教育行政報告 (今期議会議案提案理由総括説明)
日程番号5	監報告第1号 例月出納検査報告
日程番号6	報告第1号 平成26年度土幌町一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程番号7	報告第2号 株式会社土幌町物産振興公社の経営状況の報告について
日程番号8	報告第3号 株式会社ペリオールの経営状況の報告について
日程番号9	議案第1号 土幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
日程番号10	議案第2号 土幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
日程番号11	議案第3号 土幌町農業共済条例の一部を改正する条例案
日程番号12	議案第4号 土幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
日程番号13	議案第5号 訴えの提起について

2 出席議員(12名)

1番 細井 文次	2番 和田 鶴三	3番 秋間 紘一	5番 河口 和吉
6番 清水 秀雄	7番 飯島 勝	8番 出村 寛	9番 森本 真隆
10番 大西 米明	11番 加藤 宏一	12番 中村 貢	13番 加納 三司

3 欠席議員(0名)

4 地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長	小林 康雄	代表監査委員	佐藤 宣光
----	-------	--------	-------

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	柴田 敏之	保健医療福祉センター長	山中 雅弘
総務企画課長	寺田 和也	会計管理者	土屋 仁志
町民課長	波多野 義弘	保健福祉課長	大森 三宜子
産業振興課長	高木 康弘	産業活性化担当課長	亀野 倫生
建設課長	増田 優治	道路維持担当課長	佐藤 英明
病院事務長	山下 慎也	特別養護老人ホーム施設長	金森 秀文
子ども課長	高橋 典代	消防署長	淡中 濟

6 教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長	堀江 博文	参事	玉堀 泰正
教育課長	辻 亨	給食センター所長	鈴木 典人
高校事務長	藤村 延		

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 細野 幸彦

8 職務のため出席した議会議務局職員

事務局長 瀬口 豊子 総務係長 藤内 和三

9 議事録

(午前10時00分)

1	加納議長	ただいまの出席議員は12名であります。 定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第2回士幌町議会定例会を開会します。 これから本日の会議を開きます。 議事日程は、お手元に配付のとおりです。 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、細井文次議員及び2番、和田鶴三議員を指名いたします。
2	加納議長	日程第2、会期の決定を議題といたします。 お諮りします。本定例会の会期は、去る6月16日、議会運営委員会を開催し、協議の結果、本日から6月25日までの7日間とし、本日配付した会期日程表のように付議したいと思います。これに異議ありませんか。 <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> 異議なしと認めます。 したがって、会期は本日から6月25日までの7日間に決定いたしました。 これから諸般の報告を行います。 閉会中の議会の主な出来事については、お手元に配付した事務報告によりご了承願います。 各議員から報告事項があれば報告お願いいたします。11番、加藤議員。
	加藤議員	平成27年5月25日に開催された平成27年第2回北十勝消防事務組合議会臨時会の結果について報告申し上げます。 議長選挙におきまして北十勝消防事務組合議会議長に音更町議会議長の小野信次氏が指名されました。会期の決定に続いて、副議長選挙

では土幌町から選出されています私加藤宏一が副議長に指名されました。続きまして、報告第1号の繰越明許費繰越計算書については、平成26年度北十勝消防事務組合繰越額を4億5,503万2,000円としたもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告されたものであります。議案第1号の北十勝消防事務組合職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例案について承認可決されました。第2号の平成27年度北十勝消防事務組合一般会計補正予算(第1号)は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160万円を追加し、総額をそれぞれ13億9,465万円とするもので承認可決されました。議案第3号の工事請負契約の締結については、音更西中消防会館改築建築主体工事の請負契約で承認可決されました。議案第4号の財産の取得については、備品、高規格救急自動車1台、音更消防署配置車両の更新で承認可決されました。議案第5号の財産の取得については、土幌町関係分、備品、化学消防ポンプ自動車1台、土幌消防署配置車両の更新で承認可決されました。議案第6号は、北十勝消防事務組合監査委員の選任について同意を求めることについて、上土幌町から選出されました議員で中島卓蔵議員が選任同意されました。

詳細については、お手元の配付の資料のとおりでありますので、後ほどお目通しいただきたいと存じます。

以上で報告を終わります。

加納議長
清水議員

6番、清水議員。

北十勝2町環境衛生処理組合議会について報告申し上げます。

去る6月3日に開催されました平成27年第2回北十勝2町環境衛生処理組合議会臨時会の結果について報告を申し上げます。開会前の竹中組合長の挨拶に引き続き、両町議会議員の改選後初の議会となるため、本会議において当議会の正副議長選挙並びに監査委員の選任が行われました。議長には上土幌町選出の杉山幸昭議員、副議長に私清水秀雄が選出されました。監査委員の選任については、上土幌町の新田勝幸氏、土幌町の中村貢議員が選任同意されました。

詳細につきましては、別紙のとおりでありますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。

以上で報告を終わります。

加納議長

ほかにございませんか。

(な し)

加納議長

なければ、これで諸般の報告を終わります。

3

日程第3、行政報告、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。町長、登壇願います。

小林町長

本日ここに、第2回定例町議会を招集致しましたところ、議員各位には極めてご多用の折にもかかわらずご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

今議会は、統一地方選挙後初の定例会であります。議員各位におかれましては、4月26日に執行の町議会議員選挙において、無投票当選を果たされたところであり、改めてお祝いを申し上げます。5月8日の臨時会において、加納議長、細井副議長をはじめとする議会構成が決定されたところでありますが、議会が町民の代表機関としての機能を発揮され、町政推進に対し特段のご指導、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、3月の定例町議会以降の町政の経過について、ご報告申し上げます。

はじめに、4月1日付けで新制度による教育長の任命と人事異動を行い、新しい執行体制を整えました。

今回の発令は、職員の退職補充並びに定期異動であります。

新規採用は一般職5名、任期付職員2名の合計7名で、異動職員数は、町長部局では、課長職3名、課長補佐職（主幹）4名、係長職（主査）10名、一般職9名の計26名であります。

行政委員会では、異動は課長職1名、係長職4名、一般職2名の計7名で異動総数は40名となりました。

このほか、特定非営利活動法人であるへき地保育所に1名、土幌町商工会へ1名を出向しております。

次に、土幌消防団の幹部人事についてであります。16年間の長きにわたり消防団長として就任いただきました金森 史公氏が、前年度末を以て退任されたことに伴い、4月1日付で大西 米明氏を新消防団長に任命し、新副団長には佐藤 秀勝氏が就任されました。

次に、TPP（環太平洋経済連携協定）交渉についてであります。

4月の安倍首相とオバマ大統領との首脳会談で、交渉の早期妥結に向けた共同声明の発表や日米閣僚級協議など交渉は最終局面を迎えようとしております。

5月の首席交渉官会合後に開催が予定されていた閣僚会合は見送られましたが、6月にも成立するとみられるアメリカのTPA法案（大統領貿易促進権限法案）の成立を待つ、会合が開催される見込みであります。

参加各国とも大筋合意に向けた交渉期限を「盛夏になる前」と見据え、協議が加速されるものと予想されております。

政府は、5月に初めての一般向けの説明会を開催したところですが、未だ具体的な交渉内容は明かされず、引き続き動向を注視しつつ、十分な情報提供を求めるとともに、地域挙げての取り組みを推進して参りたいと存じます。

次に、農業共済事業の組織再編についてですが、3月18日に農業共済事業のあり方検討委員会を開催し、家畜診療業務について「再編の経過措置として、一定期間（概ね10年間）JAへの嘱託契約を継

続する」等の内容で了承をいただき、3月23日の組織再編検討委員会正副委員長会議において、十勝NOSA Iへ提案させていただきました。

その後、4月21日にも正副委員長会議、5月11日には双方の検討委員らによる意見交換会において協議を行いました。議論は平行線のまま膠着しております。

平成28年4月に再編するには、本年6月までに家畜診療業務の取扱いについて基本合意しなければならず、時間は限られておりますが、今後とも、本町の事業運営の特徴である高い加入率や効果的なサービスなどが維持出来る再編となるよう、集中的に協議を重ね対応して参る所存であります。

次に、とち広域消防事務組合についてですが、2月20日の法定協議及び調印式後に、許可申請に向けた準備を進め、4月10日に設立許可申請書を北海道（十勝総合振興局長）へ提出し、5月1日付けで許可され組合設立となったところであり、とち広域消防事務組合議会につきましては、6月29日の開催予定となっております。

今後は、平成28年4月のとち広域消防局の業務開始と消防救急デジタル無線・高機能指令センター運用開始に向けた準備を進める予定となっております。

次に、「地方人口ビジョン」「地方版総合戦略」及び「第6期町づくり総合計画」の策定状況についてですが、6月1日に課長職以上で構成する地方創生総合戦略本部会議を開催し、各計画等の策定方針と総合計画策定に向けた基礎調査（人口・産業動態）及び町民アンケートで出された「まちづくりへのアイデアや提案」を確認いたしました。この結果を参考に、第6期総合計画の施策や事業について各課で検討したものを取りまとめているところであります。

今後は、町民会議の専門部会や地方創生推進会議で協議・検討を行い、各計画の整合性を図りながら策定作業を進めて参りたいと存じます。

なお、議会には随時、検討状況の報告を行い、ご意見等も伺いながら進めて参りたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、国道新ルートを活かした拠点づくりについてですが、3月19日に北海道重点「道の駅」候補の選定を受け、北海道開発局を中心に関係機関の連携により、計画立案に対しての支援を受けることになりました。

5月18日には「士幌町新拠点施設基本・実施設計委託業務」を発注するとともに、建物等の基本設計に町民の意見を反映させるため、15人のメンバーによる新「道の駅」懇話会を発足させ、6月2日に第1回の会議を開催致しました。この懇話会は、地元で眠っている「地域資源」の種子の発見を目指しており、議会と併せて積極的に協議を

進める予定であります。

何れにしましても、地域の魅力を最大限に活用しながら関係者の皆様と連携し、特産品や地場産品を使った商品の提供のほか、本町の商店や観光情報の発信など、町の活性化が図れる拠点づくりを目指す所存であります。

次に、今年の農作物の作付け状況及び作況についてであります。6月1日現在における町農業振興対策本部のまとめた説明資料のとおり、4月以降、高温・小雨で推移したため、播種作業は例年より早く始まり、2日から7日程度早く終了しております。

5月中旬の強風と降霜により、てん菜の一部圃場で被害が発生しておりますが、各作物とも平年より進んでいる状況であります。

気象庁の6月から8月までの3か月予報では、平均気温・降水量とも平年並みか多くなるとの見方を示しており、今後におきましては、関係機関と連携のもと、適切な管理作業等の指導に万全を期するとともに、気象条件によっては農作業事故の多発が懸念されることから、事故防止の啓発に努めて参りたいと存じます。

次に、畑作物共済の引受は、252戸、6,513ヘクタールの申込みを受け付けており、その内訳は畑作5品目で248戸、5,924ヘクタール、スイートコーン・玉ねぎの露地野菜は167戸、589ヘクタールとなっております。現在、農家からの申告をもとにマッピングシステムにより、面積の確定作業を実施しているところであります。

次に、家畜共済の当初引受では、総頭数で62,666頭、総共済金額では81億8,821万円となり、内訳では、乳牛の雌等27,583頭で共済金額は27億6,050万円、肉用牛等35,053頭で共済金額は54億1,957万円、一般馬・種雄畜合わせて30頭で共済金額は815万円となっております。前年対比では、総頭数で904頭の増、総共済金額では評価額の増により8億6,015万円の増額となったところであります。

次に、国道241号の整備要望についてですが、冬期通行の安全確保対策として、土幌市街入口付近から中土幌市街地までの区間について、吹雪による視程障害と吹きだまりによる通行障害を軽減する防雪柵の設置、轍掘れなどによる路外逸脱事故と凍結路面を軽減する路面オーバーレイ等の実施を要望しております。

路面オーバーレイにつきましては、昨年度に終了しており、今年度は15号～17号間のうち500mについて防雪柵の設置工事が予定されております。

次に、「国営かんがい排水事業」の執行状況については、「富秋土幌川下流地区（土幌町内・明渠排水路3条、L=11.2km）」のうち、本町にかかる「富秋地区」は、昨年度から排水路の工事着手を実施しており、今年度施工箇所は、富秋排水路・実勝排水路の2箇所となっ

ております。

「土幌西部地区（明渠排水路4条、L＝8.3km）」は、第7号明渠排水路を今年度施行区間として準備を進めており、14号明渠排水路の実施設計を完了する予定となっております。

この国営事業両地区とも、事業の完成により周辺農地への湛水被害が解消され、農業生産性の向上及び農業経営の安定に資する効果が大きいことから、これからも関係機関に対し、事業の早期完成に向け強力に要請して参りたいと存じます。

次に、「多面的機能支払い交付金事業」は、農村部全域で実施され、本事業の趣旨であります「地域一体となって農業・農村の多面的機能を維持・発揮し、食料自給率の向上と食料安全保障を確立し強い農業を創り上げる」ことを踏まえ、保全隊の取り組みを積極的に支援して参りたいと存じます。

次に、「土幌町簡易水道の整備」ですが、土幌及び中士幌市街を含む本町の中央部分を縦断する地域に、安全で安定的な給水を目的として整備に着手しております。本年度からは、道営農地整備事業（営農用水）として行うべく準備を進めております。

次に、建設事業の執行状況ですが、これまでに執行した工事について申し上げます。

土木関係では、土幌幹線交付金道路改良工事等を含む11件を発注したところであります。今後は、補助事業の発注を含め適期に工事が出来るよう努めて参りますとともに、町の単独工事につきましても、町づくり懇談会で出された要望も加味しながら進めて参りたいと存じます。

土地改良関係では、道営事業の畑総事業3地区の圃場整備と上居辺第2地区の農道整備について実施する予定で、新田地区草地整備事業につきましても、草地整備改良と施設整備等を実施する計画となっておりますが、これら道営事業のうち、繰越明許費で予算措置されている一部は、既に工事が発注されており、未発注の工事についても逐次発注される計画となっております。

また、町が実施します団体営事業では、上居辺・土幌南・中士幌3地区のふるさと農道事業の調査設計が発注されております。

建築関係では、町有施設塗装工事を含む8件が発注となっており、防災拠点施設改修工事・公営住宅若葉団地新築工事の5件に関わります工事請負契約については、今議会に追加議案を上程する予定でありますので、よろしくお願い申し上げます。

水道事業関係では、これまでに5件を発注したところで、今後は、土幌町簡易水道事業の配水管路敷設工事と道路事業関連の移設工事等を予定しております。

次に、下居辺へき地保育所につきましても、平成26年度より、地

域運営下居辺保育所運営委員会にご尽力いただき運営されておりましたが、平成27年3月25日の卒園式において1名の卒園児を送り出し、57年の歴史に幕を閉じました。

残された在園児2名は、4月2日より元気に認定こども園に登園されており、保護者に対し、通園に伴う交通費の一部助成を行っているところであります。

次に、「NPO法人土幌町障がい者支援の会」が運営する障がい者総合施設の開所式が、4月10日、関係団体及び協力機関等が参加のもと執り行われました。

今後も、同会が運営する就労継続支援B型事業所「しほろほのぼのホーム共同作業所」、地域活動支援センター「しほろほのぼのホーム」及び日中一時支援事業所「すずらんの家」の機能を継続し、障がい福祉施設の拠点として活動の場を提供していくこととなっております。

次に、ふるさと寄付の状況についてですが、6月1日より特典制度をウェブサイトを利用し受付を始めました。特典品は、しほろ牛ステーキ、しほろ牛スライス、ポテトチップスを準備しましたが、しほろ牛は初日で品切れとなり、この状況から農協に商品の追加発注をして対応しているところであります。

土幌町を応援してくださる全国の皆さんにお礼を申し上げますとともに、寄付者のご厚志に応えるべく取り組みを推進して参りたいと存じます。

なお、特典制度における寄付金額は、6月12日現在で301件、347万7千円となっております。

今後において、特典品の品目、数量などについて、農協をはじめ関係団体と協議をしながら、寄付者の増加に努めて参りたいと存じます。

次に、100年の森づくり事業についてですが、5月31日に下居辺ワッカクネップの町有地において、第2回目となる「100年の森づくり町民植樹祭」を開催し、サタデースクールの小学生を含め町民約160名の参加のもと、ハルニレ苗木500本の植樹に汗を流したところであります。

この植樹祭は、開町100年を迎える平成33年まで行う予定であり、豊かな緑環境の創造と自然災害に強い地域づくりを目指して、町民参画による植樹を推進して参る所存であります。

次に、行事関係についてであります。5月10日に十勝土幌ふるさと会の総会が、東京都北大塚で会員28名が出席のもと開催されました。総会では、役員全員の留任としほろ収穫祭にあわせたふるさと訪問等の事業計画、予算が承認されました。本町からは、私と加納議長、JA篠原常務（当時）、大西女性連会長、事務局員の5名で参加し、林政芳顧問、伊東祐忠会長をはじめ出席された会員皆様の歓迎を受け、総会後の懇親会では、町歌の斉唱、本町特産品の抽選会、伝

統大道芸の披露もあり、和やかなふるさと談議の会となりました。

6月15日には「戦没者追悼式」が開催されました。本年は、終戦から70年という節目の年でもあり、ご遺族、ご来賓とともに、平和への願いを改めて誓ったところであります。

表彰関係では、中央の金森 史公さん、中土幌の力石 憲二さん、若葉の吉田 孝章さんに感謝状が贈られました。

金森さんは、48年の永きにわたり土幌消防団に奉職され、その内16年間は消防団長として、本町の消防行政に多大な貢献をされました。

力石さんは、16年間にわたり土幌町教育委員会教育委員を務められ、その内10年間は教育委員長として、本町の教育行政に貢献をされました。

また、吉田さんは、4期12年間にわたり固定資産評価審査委員会委員として任務を遂行され、その功績が認められたものであります。

次に、国民健康保険病院の平成26年度の決算状況についてご報告申し上げます。

まず患者数ですが、平成25年度と比較し、入院で1,916人減の16,048人となり10.7%減、外来で2,697人減の24,589人となり9.9%減となっております。

収支決算額では、他会計の負担金を含む病院事業収益が平成25年度と比較し、9,315万円減の7億9,767万円、率では10.5%減となりました。

一方、病院事業費用も平成25年度と比較し、1,908万円減の9億319万円となり、2.1%減となっております。主な要因としましては、給与費で3,836万円の減、材料費で855万円の減、経費で866万円の減ほか、医療機器の処分や特別損失の計上などで、費用合計では、1,908万円の減となったところであります。

病院事業収益から病院事業費用を差し引いた収支不足額は、平成25年度と比較し、4,408万円増の3億6,552万円となり13.7%増となりました。

その結果、一般会計が負担する他会計負担金は、平成25年度と比較し3,000万円減の2億6,000万円となり10.3%減となったところであります。

なお、詳細につきましては、「平成26年度決算状況」として説明資料を添付しておりますので、ご参照願います。

平成26年度の病床利用率の結果であります。一般病床では65.7%、療養病床では88.4%、合わせて73.3%となったところであります。

平成26年度は常勤医師が4人体制でスタートし、6月に3人体制となり、1月に石徹白医師が着任し、4人体制となりましたが、3月

末で井上医師が退職したことにより現在は3人体制となっております。

良質で適切な医療サービスの提供、経営改善への努力を推進すべく、指示をしているところであり、町立病院が町内唯一の医療機関、福祉村の中核施設としての役割が果たせるよう、病院スタッフ共々努力をして参りたいと存じますので、議員各位の一層のご指導とご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、平成26年度の各会計の決算状況ですが、最終の補正予算(専決処分)を経て、5月31日に出納閉鎖されました。

病院事業会計を除く7特別会計は、何れも翌年度の補正財源としての所要額を確保して決算しております。

また、一般会計では、翌年度への繰越明許費相当分を差引きし、約1億5,700万円を翌年度繰越財源として確保することが出来ました。

今後も、効果的な予算執行と健全な財政運営に努めて参る所存ですので、議員各位の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

今期議会に提出の案件は、条例の一部改正4件、訴えの提起1件、辺地総合整備計画の変更1件、農作物共済危険段階基準共済掛金率等の設定1件、財産の処分1件、補正予算4件、報告は繰越明許費繰越計算書1件、経営状況報告2件となっております。追加議案として工事請負契約及び物品購入契約の締結を予定しております。

それぞれ詳細をご説明申し上げますので、充分ご審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます、行政報告にかえさせていただきます。

4 加納議長

日程第4、教育行政報告、教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。教育長、登壇願います。

堀江
教育長

平成27年第2回定例会の開会にあたり、教育行政報告を申し上げます。

はじめに、3月8日に「第9回みんなで教育を考える集い」が開催され、210名の町民の皆様の参加を得て、31個人8団体に文化・スポーツ賞等の表彰を行うほか、元体育教師でスキーの事故で全身マヒの体になるも奇跡的に社会復帰できるまで回復した経験を綴った「命の授業」の著者である腰塚勇人氏を講師に招き、「命の授業～今の幸せに気づくことから夢はひろがる～」と題して講演をいただきました。腰塚氏は、絶望の中から再び教壇に立つまでの心の葛藤や壮絶なりハビリ、生きていることの素晴らしさ、夢をあきらめないことの大切さなどを話され、多くの聴衆が心を打たれていました。

この集いは、幼児教育から学校教育さらに社会教育に至る生涯学習について、全町民に関心を持ってもらい、子どもをみんなで守り育てるための教育を考える契機とすることを目的とするものであり、今後とも多くの成果が得られるよう内容の充実を図っていくことといたしま

す。

次に、義務教育関係について報告いたします。

本年度の小中学校新入学児童生徒数は、全小学校で58名、中央中学校で58名の、前年度比、全小学校5名減、中央中7名増となり、その結果、全小学校児童数は376名で対前年度比8名減、中央中学生徒数は172名で対前年度比1名減となりました。

学級編制につきましては、全小学校の普通学級で前年度と同じ32学級、特別支援学級は6学級増の17学級で新年度をスタートいたしました。

中央中学校の学級編制は、普通学級6学級、特別支援学級4学級とともに前年度と同じであります。

本年度も、町単独による少人数学級を土幌小学校第2学年までとし、中土幌小学校の単式化を継続して学級編制を行いました。

次に、今年度の小中学校教職員の人事異動につきましては、校長2名、教頭6名、教諭17名、養護教諭1名、事務職員4名、が4月1日付で発令され、本町に着任いたしました。

去る4月3日には教職員着任式を行い、転入者を歓迎するとともに、早期に本町を理解いただくため、5月8日には転入者を対象とした町内施設見学を行いました。

各学校は、新たな体制の下で新年度を迎え、それぞれの学校教育目標や学校経営方針に基づいた教育が進められていますが、各校の特色や経営課題を踏まえ、児童・生徒の学ぶ意欲を高めるとともに、一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育活動を進めて、本町の小中学校教育の一層の充実を図りたいと考えます。

次に、土幌小学校の言語通級指導教室、さらに、幼児療育センターが併設されたことばの教室につきましては、4月9日に通室説明会を開催し、本年度当初は幼児、小・中学生合わせて64名の子どもたちが通室通級することになり、小・中学校、認定こども園、保育所、発達支援センター、保健福祉課、相談支援専門員など、関係機関の連携のもと運営することとしております。

次に、土幌高等学校について報告いたします。

本年度は、アグリビジネス科33名、フードシステム科39名で合計72名の新入生を迎え、また、人事異動により校長のほか2名の教諭が着任し、新年度がスタートいたしました。

生徒は自らの夢や想いを実現しようと日頃の授業はもとより、農業や食品加工の実習、農業クラブや部活動に取り組み大きな成果をあげております。

来年度の入学生確保対策につきましては、すでに校内生徒募集委員会議により、新入生アンケートを実施した他中央中学校をはじめとする近隣中学校への訪問を予定しています。また、本校の魅力ある授業

や農業クラブをはじめとした活動、各行事の様子を新聞、雑誌、広報誌や学校ホームページ、フェイスブックなどを通して広くPRしています。

そして、9月18日の一日体験入学で、本校の特色や支援制度などについて生徒や保護者に理解を得ることとしております。

次に、体罰実態調査について報告いたします。

一昨年から、全国の小・中学校、高校で一斉に、児童生徒、保護者、教職員に対する調査が行われていますが、本町でも本年2月から4月にかけて体罰の実態を把握する調査を行いました。

回答から体罰と疑われる事例がありましたので、当該学校で詳細な調査を行った結果、体罰には該当しないという報告でした。

しかし、体罰が疑われる報告があったことについては重く受け止め、教育現場において行き過ぎた指導が行われていないか、今後も点検や確認をしていく必要があると考えます。

これからも、指導と体罰の違いをはっきりと認識し、暴力では子どもを適切に指導することはできないこと、体罰が教育の現場で行われることが決してないように指導してまいります。

次に、3月25日から27日までの3日間、総合研修センターで「春休み学習サポート塾」を開催しました。北海道大学恵迪寮士幌小屋チセフレップ運営特別委員会の委員長ら5名の北大生が先生となり、町内の子どもたち延べ108名の小学生が参加しました。学習指導や絵本の読み聞かせ、体育館での運動など多様な学びの場を提供いたしました。

今後も継続・拡充して実施していくことで協議を行うこととしております。

次に、社会教育関係について報告申しあげます。

各種学習活動は、柏樹大学が4月30日に新入生5名を迎えて新学期をスタートいたしました。

学生は、自ら学ぶ意欲と自己実現を図り、交流や異世代とのふれあい、ボランティア活動等を通して、社会に参加することを大きな目的としています。

学習課程につきましては、一般教養を内容とする講座や町内の小・中学生、高校生、町外高齢者学級との交流事業の他、趣味を中心としたクラブ活動では、軽スポーツ・カラオケなど多種にわたり積極的な学習活動が計画されています。

また、4月23日には柏樹大学院の開講式を行い、修士課程に11名が入校されました。

これにより生涯課程70名、博士課程43名、修士課程35名合わせて148名が親睦や交流事業、ボランティア事業などの学習活動を進める予定となっております。

女性ライフスクールは、本年度13名の参加を得て、自主的な活動が開始されました。

さらに、中土幌地区・佐倉地区においても、独自の女性学級が開設されるなど、生きがいのある充実した生活への高まりとともに、豊富な経験を活かして積極的な学習活動と地域社会への参加が期待されています。

次に、スポーツ関係ではしほろ清流パークゴルフ場は4月18日に、中土幌の森パークゴルフ場は4月20日にそれぞれオープンしました。

さらに、陸サッカー場、屋外ゲートボール場も既にオープンしており、町営球場では町軟連主催による朝野球大会が開催されるなど、屋外スポーツが盛んに繰り広げられています。

また、町民プールは6月12日から本年度の利用を開始し、9月15日までの開設を予定しており、来月には幼児と小学校低学年のための水泳教室を実施するなど、利用の拡大を図っていくこととしております。

次に、本年度の食品加工研修センターの運営であります。モニター会議や町民の方々の意見を踏まえて、町民向け研修講座8回、自主研修グループによる利用52回、小・中学生の体験学習22回を予定しています。

土幌高等学校の生徒数の増加に伴い加工実習授業や課外活動が増加し、さらに、自主研修グループは昨年度より2団体多い45団体が利用登録されましたので、日程の調整を図りながら、自主研修は原則5名以上で利用していただくこととしました。来年度以降も、できる限り要望に応えながら公平で効率性の高い運営を目指していくこととしております。

また、新製品の開発にも取り組み、数点の新しい製品を販売することとなり、特に5月からはチーズに愛称をつけ、販売を開始しましたので、新聞やホームページを通して、販売日や製品の特性をPRしていくこととしております。

次に、学校給食センターについて報告申しあげます。

町議会総務文教常任委員会が昨年4月22日に行った所管事務調査により指摘を受けておりました冷房装置の設置について、昨年12月の議会定例会で予算補正していただき、春休みの3月25日から設置工事を行い、4基の冷房装置が設置されました。

これにより、調理中は窓を閉めた作業が可能となり、ほこりや虫の侵入を防ぐとともに、夏場の高温多湿の状況も改善され、食の安心・安全度がさらに高まったところでございます。

次に、教育委員会制度改革についてであります。3月31日付けで力石憲二委員長が勇退され、議会の同意をいただき4月1日付けで

加納議長	<p>町長が山下詩子さんを教育委員に任命し、私も3月31日付けで退任し、4月1日付けで新制度の教育長として町長から任命を受けました。</p> <p>今後、来月以降に町長と教育委員会5人により総合教育会議を開催することで日程調整を行っておりますが、首長と教育委員会が同じテーブルで協議を行うことができるようになり、両者が一体となって教育施策を進める体制ができ、幼児教育と保育の一体的推進や、小学校・中学校・高校への接続連携、教育行政と保健福祉・雇用・産業振興・地域振興など他の行政分野との連携などが、より円滑に、より充実した形で推進されることを大いに期待しているとでございます。</p> <p>以上申し上げ、教育行政報告といたします。</p> <p>これで行政報告は終わりました。</p> <p>なお、行政報告に関連して一般質問を追加される方は、本日午後4時までに通告書を提出されるようお願いいたします。</p>
柴田副町長	<p>ここで本定例会に提出された議案について理事者からの提案理由総括説明を求めます。副町長、登壇願います。</p> <p>それでは、今期定例会に提案をしております議案の総括説明をいたします。</p> <p>議案につきましては、条例の一部改正が4件、訴えの提起、辺地計画の変更、農業共済農作物共済の危険段階基準共済掛金率の設定、財産の処分それぞれ1件ずつ、一般会計ほか特別会計の補正予算が4件で、合計で12件の議案を提出させていただいております。報告につきましては、繰越明許費繰越計算書1件、経営状況報告2件であります。追加議案といたしまして、工事請負契約5件と物品購入1件を合わせて6件の追加議案を予定しております。</p> <p>最初に、議案第1号 土幌町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例案であります。地方税法の改正でありまして、主には課税限度額の引き上げと軽減措置の拡大を行おうとするものであります。</p> <p>議案第2号は、土幌町国民健康保険条例の一部改正でありまして、関係法令の改正による引用条項の改正であります。</p> <p>議案第3号、土幌町農業共済条例の一部改正は、共済事業を行う市町村の模範条例の改正によるものでございます。</p> <p>議案第4号、土幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正は、関係省令の改正により一部を改正するものであり、小規模保育事業及び事業所内保育事業を行う場合の職員数の算定に当たっての基準について改正をするものであります。</p> <p>議案第5号、訴えの提起につきましては、帯広脳神経外科病院の院長、稲葉憲一の診療報酬の不正不当請求についてその支払いを求めるため提訴を行うため議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>議案第6号、辺地総合整備計画の変更につきましては、上音更辺地の計画変更について議会の議決を求めるものであります。</p>

		<p>議案第7号 農業共済事業農作物共済危険段階基準共済掛金率等の設定については、農水省の農作物共済基準共済掛率等の改正により、本町の危険段階基準共済掛金率を設定をしようとするものであります。</p> <p>議案第8号は、土地、建物の財産処分でありまして、土幌農協アスポの裏の旧障害者施設の土地、建物の売却について議会の議決を求めるものであります。</p> <p>議案第9号から第12号までは、一般会計、3特別会計の予算の補正であります。</p> <p>このほか最初に説明いたしました追加議案につきましては、昨年度からの繰り越しといたしました防災拠点施設、役場の改修工事にかかわるものが4件、若葉団地の公営住宅新築の1件の工事請負契約計5件と戸籍システム更新の電算機にかかわる物品購入1件の合わせて6件の追加議案の提案を予定をしております。</p> <p>それぞれ議案提案の都度詳細を説明申し上げますので、審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます、総括説明といたします。</p> <p>日程第5、監報告第1号「例月出納検査報告」を行います。</p> <p>職員に朗読させます。</p> <p>監報告第1号。</p> <p>平成27年6月19日。</p> <p>土幌町長、小林康雄様。土幌町議会議長、加納三司様。</p> <p>土幌町監査委員、佐藤宣光。土幌町監査委員、森本真隆。</p> <p>例月出納検査報告。</p> <p>例月出納検査の結果を、地方自治法第235条の2第3項の規定により、次のとおり報告します。</p> <p>例月出納検査報告書。</p> <p>平成26年度2月分、平成27年3月20日、平成26年度3月分、平成27年4月20日。いずれも佐藤、出村監査委員。平成26年度4月分、平成27年5月20日、平成27年度4月分、平成27年5月20日いずれも佐藤、森本監査委員。</p> <p>下記の関係諸帳簿を調べ、現金出納状況及び現金保管状況につき検査をしたところ、いずれも適正であった。</p> <p>記以下記載のとおりですので、朗読を省略します。</p> <p>以上です。</p> <p>監査委員の補足説明があれば求めます。</p> <p>ございません。</p> <p>これで例月出納検査報告を終わります。</p> <p>日程第6、報告第1号「平成26年度土幌町一般会計繰越明許費繰越計算書について」報告を行います。</p>
5	<p>加納議長</p> <p>藤内 総務係長</p>	
6	<p>加納議長</p> <p>佐藤代表</p> <p>監査委員</p> <p>加納議長</p>	

寺田総務
企画課長

理事者の説明を求めます。総務企画課長。

総務企画課長、寺田より説明申し上げます。

報告第1号 平成26年度土幌町一般会計繰越明許費繰越計算書についてですが、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして、平成26年度土幌町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書を別紙のとおり報告申し上げます。

この件につきましては、平成27年3月6日開会の第1回定例町議会におきまして繰越明許費の議決をいただいているもので、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは翌年度の5月31日までに繰越計算書を作成し、次の議会に報告しなければならないと規定されていることから、繰越明許費に係る事業内容について報告するものでございます。

裏面の計算書をごらんいただきたいと思います。2款1項総務管理費の庁舎耐震等改修事業は役場庁舎及びコミセンの耐震化等の改修に係る工事請負費でございます。総合戦略策定事業、婚活推進事業、交通弱者移動支援対策事業、移住促進事業につきましては地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型に係る各種事業費でございます。3款2項児童福祉費の乳幼児等医療費助成事業も地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型事業で医療費の助成に係る扶助費でございます。6款1項農業費の道営土地改良事業負担金は道営畑総事業2地区分の負担金並びに道営草地整備事業1地区分の負担金でございます。7款1項商工費のプレミアム商品券発行事業は地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の地域消費喚起・生活支援型の商品券発行事業助成金でございます。9款1項消防費の消防救急無線デジタル化整備事業は十勝圏消防救急デジタル無線整備工事にかかわる負担金、高機能消防指令センター整備事業は十勝広域消防高機能指令センター整備に係る負担金でございます。10事業合わせまして総事業費4億8,577万6,000円を平成27年度に繰り越したものでございます。財源の内訳につきましては特定財源、一般財源、それぞれ記載のとおりとなっております。

以上、報告とさせていただきます。

加納議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませんか。

(な し)

加納議長

以上で平成26年度土幌町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

ここで10分間休憩といたします。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

加納議長	<p>それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。</p> <p>日程第7、報告第2号「株式会社土幌町物産振興公社の経営状況の報告について」を議題といたします。</p>
高木産業振興課長	<p>理事者の説明を求めます。産業振興課長。</p> <p>産業振興課長、高木より報告申し上げます。</p> <p>平成26年度の株式会社土幌町物産振興公社の経営状況の報告ですが、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものでございます。</p> <p>経営状況報告書の1ページをお開きください。取締役及び監査役名簿、さらに株主名簿につきましては記載のとおりでございます。</p> <p>次に、2ページの第26期事業報告書でございますが、1の総括で、当期における我が国の経済はアベノミクスにより景気回復傾向とされましたが、GDP成長率のマイナスが続いています。個人消費は、消費税引き上げ前の駆け込み需要の反動減が見られ、物価上昇の中で消費者の節約志向が高まり、消費の停滞が長引いています。このような状況の中、昨年からの太陽光発電事業に取り組むとともに、仕入れを初め諸経費の縮減に努め営業を行い、当期利益は171万2,000円となりました。</p> <p>2の営業部門の部門別売上高ですが、物品販売部門を除き全ての部門で前期と比べプラスとなり、レストラン部門は2.9%増の2,804万8,000円、アイス部門は0.5%増の1,630万9,000円、菓子部門は8.6%増の763万7,000円、物品販売部は17.6%減の143万7,000円、太陽光発電部門が118.7%増の5,664万5,000円で、総売上高は40.9%増の1億1,007万5,000円となったところであります。</p> <p>次に、3ページの庶務事項であります。ここに記載のとおり取締役会、株主総会等を開催しております。</p> <p>次に、4ページの貸借対照表ですが、資産の部合計、負債、純資産の部合計それぞれ4,263万336円となり、貸借が一致しております。内訳については、記載のとおりでございます。</p> <p>次に、5ページの損益計算書であります。5部門の売上高の計は1億1,007万5,466円で、売り上げ原価の計2,434万7,253円を差し引いた売り上げ総利益は8,572万8,213円となります。この金額から販売費、一般管理費9,505万429円を差し引き、営業利益はマイナス932万2,216円となります。これに営業外収益1,124万1,218円を加え、営業外費用3万7,850円を差し引き、経常利益は188万1,148円となります。ここから法人税及び住民税16万9,500円を差し引き、当期利益は171万1,648円となったものであります。雑収入の内訳は記載のとおりであります。</p> <p>次に、6ページの販売費及び一般管理費の内訳書ですが、それぞれ</p>

記載のとおりで、合計で9,505万429円であります。前期と比較して3,000万円ほど増加しておりますが、主な要因は太陽光発電所の賃借料であります。そのほか人件費で80万円、水道光熱費で30万円、減価償却費で60万円増加をしております。

次に、7ページの株主資本等変動計算書であります。資本金は1,000万円、繰り越し利益剰余金の前期末残高はマイナス107万5,618円、当期変動額は当期利益の171万1,648円で、当期末残高は63万6,030円となり、株主資本計の当期末残高は1,063万6,030円となるところでございます。

次に、8ページの注記表、9ページの監査の状況は記載のとおりです。

10ページの第27期事業計画でございますが、基本方針は牛肉、パレイショ、牛乳等地場産品の消費拡大、PRに努めてまいります。(1)、営業部門であります。26期の状況を踏まえ、引き続き多くの地場産品を紹介し、販売する工夫を主として取り組み、仕入れの見直しにより経費の節減を図り、経営改善を行うものであります。部門別につきましては、記載のとおりであります。(2)の受託事業部門では、引き続き道の駅ピア21しほろの管理運営業務、物産館の販売業務の委託を受け、適切に執行することとしております。

収支予算につきましては、第26期の実績を考慮して、第27期の売上高計を1億1,100万円とし、売り上げ原価を2,500万円、販売費及び一般管理費で太陽光発電管理経費を含め前期並みの9,500万円、営業外収益は国の雇用事業が見込めないことから124万1,000円減の1,000万円とし、当期利益として55万円を見込み、運営していく考えでございます。

以上、株式会社士幌町物産振興公社の経営状況の報告を終わります。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませんか。3番、秋間議員。

秋間議員 ただいまの報告で経営改善等で努力をされていることには感謝を申し上げますけれども、1つお聞きしたいのは、レストラン部門でございますけれども、営業時間の関係でございます。前年度どういう時間帯で設定をしてやっておられたのかなど。というのは、町民の中には3時ごろ行くともうレストラン部門は閉鎖をしていると。または地方から来た方もあそこに4時ごろ寄ったら、もう道の駅のレストランは終わって、コーヒーも飲めないよというような声がよく聞かれるわけでございますけれども、そういうことからいたしまして経営の方針としてそういう時間帯等の考え方等も含めてお聞きしたいと思っておりますけれども。

加納議長 産業振興課長。

高木産業 産業振興課長、高木よりお答えをしたいと思います。

振興課長	<p>現在レストランの営業時間につきましては、午前11時より午後3時と、15時ということで営業してございます。この時間につきましては4年ほど前から、従来はレストランについてはたしか5時半オーダーストップの6時までというようなことで営業していたかと思えますけれども、午後3時以降のお客さんの入りが非常に少ないといったことで、その辺のレストラン部門のウエイターさんといえますか、そういった方の人件費等を考慮した中で、営業時間を短くしたほうが効率的な営業ができるのではないかとということで、その時間に短縮をしたというのが経過でございます。そのほか物産館につきましては、午後6時まで営業しておりますし、アイス、ソフト等その辺のテークアウトのほうは、物産館と同じ時間帯で現在も営業しているところでございます。</p>
加納議長	<p>以上であります。</p>
加納議長	<p>3番、秋間議員。</p>
秋間議員	<p>営業時間帯については、そういう時間帯ということでございますけれども、言ってみれば経営の中身によって営業時間の変更をとということだろうと思えます。しかし、道の駅というのは、やはり土幌町の地場産業のそういう製品のPRだとか、土幌町の情報の発信の場所として道の駅があるわけでございますから、ある程度の経費負担増も視野に入れながら、有効なレストランの営業時間帯を再構築をしてもらうようにお願いをしておきたいと思えます。</p>
加納議長	<p>産業振興課長。</p>
高木産業	<p>産業振興課長、高木よりお答えをしたいと思います。</p>
振興課長	<p>ただいまの秋間議員からのお話でございますけれども、物産振興公社の営業会議を早速開かせていただきまして、その中で十分検討してまいりたいというふうに考えてございます。</p>
加納議長	<p>副町長。</p>
柴田	<p>営業時間は、収支のバランスということもありまして、11時から午後3時までということで今まで4年ほどやってきたのですけれども、先ほど産業振興課長が答えましたけれども、当時最初は5時、6時までやっていたのですけれども、ほとんどお客さんが入らないほうが多いということもあって、そういった経営上のことからいいますとやはり一番効率のいい時間帯にやるということと、あと物産のほうは9時から6時まであいていますので、そちらのほうで物産の販売とかはできますので、その辺は考慮はいたしますけれども、経営上のことからいいますと今までやってきたのが一番効率がいいのかなというふうに思う。今のピア21の段階ではそういうことかなというふうに思っております。</p>
加納議長	<p>秋間議員。</p>
秋間議員	<p>ただいまの答弁ですけれども、経営のことから考えると今の時間帯</p>

と、そういうことでこの決算報告も出ていますから、そのようになるのかもわかりませんが、私は道の駅としてあそこを捉えると土幌のやっぱり拠点でございますから、そこのレストランが3時に閉鎖をして、そこで我々が目的とする発信ができるのかどうかと、そこを十分考えていただきたいと。例えば今後できる新たな道の駅、そこもそういうような考え方で運営されるとしたら、私はちょっと問題があるのかなと。そんなことはないだろうと思えますけれども、現行においてもお客さんが来ない、来ないその原因の追及、検証をどういうふうにしたか。そして、それをどういうふう改善を持っていったけれども、さらにだめだったのか、それによって3時なら3時に効率性を求めたというのならまだ話は見えてきますけれども、そういう検証をされているのか、もう一度それではお聞きしたいと思います。

加納議長

副町長。

柴田
副町長

その辺も十分考慮をしましたけれども、レストラン部門だけ、あそこが一番経費的にも人件費等もかかるものですから、そこはレストラン部門についてはそういう時間帯にしましたけれども、土幌の物販、特産品等については物産のほうで取り扱っていますので、9時、6時で、そこについては変えてはこなかったということです。

加納議長
秋間議員

3番、秋間議員。

ということは、今後も現行でいくという方針なのですか。

加納議長
柴田
副町長

副町長。

道の駅の営業時間は、道の駅連絡協議会の中でその1年間の分の営業時間等についての設定をしていますので、当面今年度についてはその時間帯でいくということです。

加納議長
秋間議員

3番、秋間議員。

今答弁の中で今年度という話でございましたが、やはり町民だとか他から来られるお客さん、こういう方の意見というものも十分取り入れて運営をされると、これが僕は行政が担う発信の場所だと、このように考えてございます。特に夕方、夕食をあそこで家族で食べたいという方も出てきているわけです。そういう人方の意向も踏んで、土幌牛なり、土幌の産物をそこでPRできる、コミュニケーションが図れると、そういう場所にさらにしていただきたいと要望を申し上げて終わりにします。

加納議長
小林町長

町長。

1つは、道の駅の役割をどう果たすかということとあわせて、それぞれ副町長等から言うように経営をどうするかと、より効率的な経営をするかという両方で考えなければならぬのでありますけれども、現状お客さんの入りからいくとそう選択したのでありますけれども、例えば今年度の中で予約とかそういうことも含めて改善できるのかどうかというのは、先ほど課長が申し上げたとおり、営業会議の中で検

8	加納議長	<p>討させていただきたいというふうに思うところであります。</p> <p>それから、もう一つ、新しい道の駅については今検討しているの ありますけれども、今の道の駅は休憩のホールのようなものがないの でありますけれども、新しい道の駅はそういうものも考えるという検 討でありますと、そうするとレストランを閉めてもお客さんがそこで 休めるということができるのでありますけれども、そういう今までの 経過も含めて新しい道の駅には今後は、今懇話会等でも意見聞いている のですけれども、議会でも協議をさせていただきますけれども、そ ういう反省点も新しい道の駅では生かせるように努力をしていきたい というふうに思っているところであります。</p>
	加納議長	<p>ほかに質問の方おられませんか。</p> <p>(な し)</p> <p>以上で株式会社土幌町物産振興公社の経営状況の報告についてを終 わります。</p>
	高木産業 振興課長	<p>日程第8、報告第3号「株式会社ベリオールの経営状況の報告につ いて」を行います。</p> <p>理事者の説明を求めます。産業振興課長。</p> <p>産業振興課長、高木より報告を申し上げます。</p> <p>平成26年度の株式会社ベリオールの経営状況の報告でございます が、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものでござ います。</p> <p>経営状況報告書の1ページをお開きください。取締役会及び監査役 名簿、さらに株主名簿については記載のとおりです。</p> <p>次に、2ページの第14期の事業報告書の事業概要であります。当 期における我が国の経済状況については、物産振興公社と同様でござ います。このような環境の中、消費税率の引き上げや電気料金の大幅 値上げを初めとして原材料の高騰が続きましたが、客離れを懸念し、 料金に転嫁できず、まことに厳しい1年でありました。当社において は、これまで取り組んできたゲートボール大会や日本酒を楽しむ会、 レストランでのレディースプランなどの企画や宿泊のインターネット 販売など多角的に営業を進めてまいりました。しかしながら、収益の かなめとなる宿泊については6.7%増の9,822人となりましたが、入湯 客数については4.0%減の8万6,010人と減少傾向に歯どめがかから ず、総入り込み客数は2.8%減の10万1,168人と苦戦を強いられており ます。また、先端農商工連携実用化研究事業、バイオマス事業につい ては、トラフグの生息率や併設されているバイオガスプラント施設の 経年などの課題があり、今後早期に解決を図るべく努力を続けてまい ります。その結果、総売上高は1.1%減の1億5,736万円となり、販売 費及び一般管理費については施設費等の増加により7.2%増の1億4,8 57万円となったところであります。これらの結果、当期最終損失は1,</p>

332万円となり、繰越損失を加えますと当期最終損失残高は2,965万円となりました。

次に、3ページをお開きください。庶務事項ですが、記載のとおり取締役会、株主総会等が開催されております。

次に、4ページの貸借対照表ですが、資産の部合計、負債、純資産の部合計それぞれ1億3,868万4,030円となり、貸借が一致しております。内訳は記載のとおりでございます。

次に、5ページをお開きください。損益計算書ですが、経常損益の部で売上高計は1億5,736万2,748円で、内訳は記載のとおりです。これから売り上げ原価計4,898万4,277円を差し引き、売り上げ総利益は1億837万8,471円となります。さらに、販売費、一般管理費として1億4,856万9,445円を差し引き、営業利益はマイナス4,019万974円となり、これに営業外収益3,016万9,647円を加え、営業外費用322万2,543円を差し引き、経常損失は1,324万3,870円となり、法人税、住民税及び事業税として8万円を差し引き、当期損失が1,332万5,020円となったものでございます。なお、雑収入の内訳は記載のとおりです。

次に、6ページの販売費及び一般管理費内訳書についてはそれぞれ記載のとおりで、合計1億4,856万9,445円でございます。今期の赤字の要因でございますけれども、売り上げで177万円の減、電気料、修繕費などの施設費で443万円の増、施設の管理委託料で306万円の増、支払手数料で153万円の増、平成25年度にございました国の緊急雇用事業の補助金がなくなり、280万円の減、バイオガス事業の発電収入で102万円の減などが主な要因でございます。

次に、7ページをお開きください。株主資本等変動計算書ですが、資本金は1,000万円、繰り越し利益剰余金の前期末残高はマイナス1,632万3,000円、当期変動額は当期損失のマイナス1,332万5,020円、当期末残高はマイナス2,964万8,020円となりました。これにより株主資本計の当期末残高はマイナス1,964万8,020円となりました。

次に、8ページの注記表、9ページの監査の状況は記載のとおりであります。

次に、10ページの第15期事業計画ですが、当社としましては入り込み客数の回復を第一に考え、より一層の知名度の向上に努めるとともに、さらなる魅力的なプランづくりと経営診断の実施によるコストの削減等収益増に努めて、業績の回復を図ってまいります。

2の収支計画については、第14期の実績を勘案しながら計画を立て、第15期の売上高合計で1億6,100万円、売り上げ原価で4,830万円、差し引き売り上げ総利益で1億1,270万円、販売費及び一般管理費の1億4,472万円を差し引き、営業利益でマイナス2,202万円、営業外収益3,600万円を加え、営業外費用390万円を差し引き、経常利益8万円を見込んでいるところでございます。

以上で株式会社ベリオーレの経営状況の報告を終わります。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。10番、大西議員。

大西議員 町長に単刀直入に聞きます。ベリオーレの短期借り入れが3,300万円、それと今回の1,300万円を入れると4,500万円を超えるわけですが、このままずっといくと何年もたたないうちに1億円を超えていくのだと思います。それで、早急に対応していかないと、収入でこれを減らすということはまず不可能だと思うのですが、町長はどのような考えでこれを一括にしてしまうのか、何年か計画で減らしていくのか、その辺をお聞きします。

加納議長 町長。

小林町長 26年度の経営は、今報告あったとおり、余りいい状況でなかったということなのでありますけれども、消費税の高騰だとかいろんな要素があるのでありますけれども、いずれにしても状況としてはいけなかったということでありまして、現在コンサルで経営分析、3月の議会でも予算で提出させていただいたので、今専門の業者で経営診断もしていただいているのでありますけれども、その中では例えば原価率がほかのところから比べたら高いとか、それから人件費割合が高いとかという概算の報告は受けているのですが、いずれにしても今年の秋口までにはそれらを示していただくということになりますから、そういうものを見ながらどう改善をしていくかということがあるのとあわせて、町としてどういう経営支援をしていくかということも含めて状況、あるいは今後の方向について町としても十分検討して、議会と協議をさせていただきたいなというふうに考えているところでございます。

加納議長 10番、大西議員。

大西議員 何か聞いたら経営コンサルも途中でなくなったりなんかして長引いて、今これからだということでありまして、経営コンサルというのは今町長の説明したような話なのです。それは、給与費を削減したり、原価率を下げると。これは絶対、それはやったほうがいいのです。高く扱っているわけないでしょう、今も。だから、温泉なんていうのは、今はどこの家庭も立派な家になったから、行ってあそこで楽しんで食事をして、おいしいもの食べてというのが目的なのです、大体が。だとすると、食べ物の原価率下げると絶対評判下がるのです、あそこ行ってもおいしくないと。そしたら、あそこのほうがおいしいよと。大体温泉行ったらそれしか皆さん、女性連なんかみんなそう言うのですが、ですから原価率下げるとは品質がどうかなってしてしまうのです。だから、従業員だって今でも満足なそこそこの給料を払っているのかといたら、普通よりちょっと低いぐらいかなと私も思っていますけれども、それを経営診断したからといって客がふえ

るかといったら、そうではないと思うのです。逆に減るほうが多いのだと思うのです。ですから、ちゃんとしたアイデアを出す。客を呼ぶアイデア。今年なんかは6.7%宿泊数がふえているわけですから、今のこういう旅館業みたいところで入り込みがふえるなんていうのは、よっぽど高速道路とかなんとかといろいろ要件あればいいけれども、今のこの下居辺のあの状態の中でふえているというのは、これは大変なことだと思うのです。減っていくのが当たり前なのです、この経済状態だから。というのは、町長の推進しているスポーツ合宿なんかも結構泊まって入り込みをプラスにしている大きな要因だと思うのです。それ以外には、今ゲートボールだとかパークゴルフって結構やる人口が減って、この間僕らも日曜日行ってもあそこでパークゴルフしている人が異常に少なくなっています。だから、それに偏ってもこれからはだめだと思うのです。ですから、事業計画の中にも知名度を上げる、認知度を上げていくというのも、ふるさと納税や何かも土幌の緑風荘の宿泊券を使ったり、それから山のロッジを使ったりという、そういうことが一つの知名度を上げる要因にもなっていくので、PRしなくてもネットで出しておけばそれでわかる。そういうことも一つやるべきだと思うのです。

それから、温泉も結構ビジネスマンが泊まるようになったのです、安いから。だとすると、家族は同じ部屋で1泊するのはいいですけども、どうしても他人同士で行くと個室というのは、我々も議会で行くと、温泉行くとどうしても3人だ、4人だと泊まるけれども、やっぱりビジネスホテルみたいにプライバシーを守れるようなスペースで泊まりたいのだと思うのです。ですから、今旧館のほうは12畳の広間が2つありますけれども、6畳間1つのシングルのベッド置いて1人ずつ入るとしたら4つとれるのだと思うのです。そういうビジネスマンでも来れる、1人で泊まりやすいと。なかなか温泉って1人で泊まりに行きにくいところですから、そういうことも金を資金援助するより、するのも大事ですけども、そういうところを改善して客が入りやすいような体制づくりをすることも町としても大事なのだと思うのです。だから、いろいろなアイデアをみんなで出し合えば、いろんな方法があるのだと思うのです。計算ばかりでなく。僕なんか昔から思っていたのは、下居辺の川はヤマベがたくさんいた、生息した川ですから、今お客さん呼ぶのは子供を呼ぶのが大人ついてくるから一番いいのだと。ですから、あそこ2級河川だから土建ですか、あそこで釣り堀をできるようにして、子供が釣った魚を晩に宿泊者にてんぷらとかいろいろ料理してお膳に出しますよとかといってほかがやらないようなサービスをやることによって子供が来れば、子供って魚釣り好きですし、今この辺で釣り堀もないですから、そういうことを宣伝して大人も一緒に来てもらうとか、いろいろなアイデアを出していかないと、

あそこの地域をどうやって利用するかということを考えていけばいいのだと思うのです。ですから、コンサルも大事ですけども、そういういろんなアイデアを出すコンサル、だから僕ら一回視察に行ったときもビジネスマンが結構来るようになったと。だから、10回泊まったら1回ただだよ。だから、今いろいろ旅行社通すと1割取られますから、1割払わなくても10回泊まれば1回ただだよというみんな来て、10回泊まりに来るのだよというような話ししていたところもありましたけれども、そんないろんなところを視察したりなんかしてアイデアを入れてやっていかないと客が呼べないし、だから合宿のまちづくりなんかもせっかく始めたので、これからずっと続くこと、多分この事業計画の中に書いてはいないですけども、やっぱりそういうことも予算の中に、これ課長、株主総会でそういう話は出ていないのかな、全然書いていないけれども、事業計画の中で。だから、フットサルなんか来たときも何百人も来るから、土幌の緑風荘で泊まらなくて近隣の温泉だとか旅館に行っているような状態ですから、子供たちが来てくれると、バレーだとかフットサル来てくれると結構泊まってくれるし、町にもいろんな恩恵あるのだと思うのですけれども、そういうこともやりながら支援していく方法も考えないと、赤字になったからいろんな形で赤字補填していくというのはいかがなものかなと思っています。町長、どう考えますか、これ。

加納議長
小林町長

町長。

今大西議員が申されたとおり、コンサルに委託していますけれども、例えばいろんな数字で原価がどうか人件費がどうか出るのでありますが、今の実態からいくとそれをすぐ下げるとかということが出来るかといったら、なかなか今の給与実態を見てもちょっと難しいのかなということでありまして、さらには今の状況の中でそしたら利用料を上げるかということそれもなかなか難しいということになると、経営状況を出していただくのですけれども、そのとおりそしたら実行出来るかといったらなかなか難しいのだろうというふうに私も思っているところでありますけれども、そういう面では今PRして、町民の皆さんもそうですけれども、近隣の皆さん、あるいはリピーター的にいろんな人に多く使ってもらおうということなのでありますけれども、そういう面では社長も忙し過ぎて、バスの運転までやらなければならないというような状況というふうに聞いていますから、少し町のほうもPRができたり、利用をふやすというようなことを支援をしていくということで今後考えていきたいなというふうに思っているのです、ぜひご理解をいただきたいと思ひますし、いずれにしても今後の改善対策については9月の議会、あるいは秋口までに議会と何とか相談をさせていただいて、検討していきたいというふうに思っているところでございます。

9

加納議長 ほかにございませんか。

(な し)

加納議長 以上で株式会社ベリオールの経営状況の報告についてを終わります。

日程第9、議案第1号「土幌町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第1号 土幌町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例案について説明をいたします。

この改正につきましては、地方税法の改正により改正しようとするものであり、第1条では土幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でありまして、中ほどから下の第2条では土幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正の2本の条例を一部改正しようとするものであります。

説明資料で説明をさせていただきますので、7ページをお開きいただきたいと思っております。8ページから10ページまでは、新旧対照表を載せてございますけれども、7ページの平成27年度国民健康保険税改正の要旨で説明をさせていただきます。最初に、国民健康保険税の課税限度額の引き上げでございます。これにつきましては、医療分に係る課税限度額を51万円から52万円に1万円の引き上げ、後期高齢者支援金分の課税限度額につきましては16万円から17万円の1万円の引き上げ、介護納付金分の課税限度額につきましては14万円から16万円の2万円の引き上げにより、課税限度額の全体では改正前が81万円だったものを85万円に4万円の引き上げを行おうとするものでございます。

次に、国民健康保険税の軽減の措置の拡充に伴う改正であります。表中の特定同一世帯所属者数というのは、後期高齢者医療制度への移行によりまして国保から脱退した方のうち同じ世帯に国保の被保険者がいる方のことをいいます。保険税の5割軽減の軽減対象となります所得基準額、これを24万5,000円から26万円の1万5,000円を引き上げ、2割軽減の算定につきましても所得の基準額を45万円から47万円の2万円の引き上げを行いまして、軽減措置の対象を拡充しようするものでございます。

限度額及び軽減措置についての施行時期につきましては、公布の日から施行しまして、平成27年4月1日から適用をするものであります。

次に、第2条の改正でございますけれども、これは施行期日の改正でありまして、平成25年の第4回定例会で議決いただきました附則第14条、条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例の改正があります。このときの改正の内容は、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等にかかわる法律によりまして相手国との間で配当所得に利子、雑所得が加わり、税の軽減や免除の規定の適

用がされることとなったわけでございますけれども、国民健康保険税の所得割に算入する規定でありまして、その施行期日が平成29年1月1日からであったものを平成28年1月1日、1年前倒しの改正をするものであります。

施行時期につきましては、今言ったように平成28年1月1日からとするものであります。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、第1条の施行時期につきましては、ただいま説明をしたとおりでございます。

第2条に適用区分につきましては、改正の第1条の改正後の規定は平成27年度以降の国保税について適用して、平成26年度分までについては従前の規定を適用するというものであります。

以上で議案第1号の説明といたします。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませんか。6番、清水議員。

清水議員 ただいま国保税の最高限度額の引き上げと軽減についての説明がありましたけれども、この限度額の引き上げにかかわるわけですが、被保険者の中で限度額引き上げにどれぐらいの人たちが、戸数ですね、世帯数で何世帯になるのか。そして、軽減措置によって軽減される世帯数はどれぐらいになるのか、数字についてお伺いします。

加納議長 町民課長。

波多野 町民課長、波多野よりお答えいたします。

町民課長 これによります限度額を上げたことによります影響としまして、平成26年度国民健康保険税賦課の所得をもとに比較計算しましたが、医療分で169世帯、約174万円、後期高齢者部分で169世帯、282万円、介護納付金で9世帯、23万円、合計で479万円の増額になります。

次に、軽減関係でございますけれども、医療部分で金額でいきますと20万円、後期高齢者部分でいきますと7万円、介護納付金でいきますと3万円、合計で30万円でございます。世帯数につきましては、2割軽減の方が5割に拡大しましたので、5割に移る方が6世帯9人、次に今まで軽減対象外だった方が2割軽減に移られる方が5世帯9人というふうになってございます。

以上でございます。

加納議長 6番、清水議員。

清水議員 ただいま説明をいただきました。限度額引き上げによって得られる増収分というのは479万円、軽減措置によって30万円何がしが軽減されるということで、差し引き448万何がしが税収増になるということなのですが、こういう形で限度額を引き上げようということなのですが、それでお伺いをしますが、今年だけではないのですが、私はたびたびこのことについて申し上げているのですが、こういう形で毎年のように限度額が引き上げられるということが行われています。大もと

には国の国保税に対する負担率を下げているということから起きているのですが、それでさらに2018年から保険者を都道府県単位にするということが計画されていまして、そのことについては2月の12日に国民健康保険制度基盤強化に関する国と地方の協議が行われたのです。その中で、地方3団体の合意を取りつけて、2018年度から今私が申し上げましたように都道府県単位化にするという法案を閣議決定しました。そのことによってどうするかということで、地方3団体との合意はされているのですが、保険税の引き下げの取り組みが出されているということなのです。そういう中で何が行われるかといいますと、1つは2015年度から低所得者対策として保険者支援制度ということで1,700億円、2018年度以降はさらに国費を毎年1,700億円を投入するという合意しているのです。さらに、国保税をめぐって全国知事会が高過ぎる国保税の引き上げを求めているのです。それで、厚労省は、保険者への財政支援の目的を被保険者の保険料負担の軽減やその伸びの抑制が可能とするものだと言っているのです。何を言いたいかということ、これは負担が被保険者の負担を軽減するためにこの1,700億円を活用してもいいですよということなのです。自治体によっては、この支援金といいますか、これを活用して実際に被保険者の保険料を引き下げているという自治体もあるのですが、それでその自治体に対してどれほどの金額になるのかということは、既に各自治体に通達が行っているはずだというふうに伺っているのですが、その点についてはいかがですか。

加納議長
大森保健
福祉課長

保健福祉課長。

保健福祉課長、大森より回答させていただきます。

国が平成27年度から実施しようとしております1,700億円の財政支援の内容としては、現在も実施しております保険料軽減世帯及び対象被保険者に対して国及び道から交付される保険者支援制度の拡充によるものであります。本年度の予算編成に町としては見込んでおりません。その理由というのがその支援策については、算出根拠となる保険料軽減対象世帯及び被保険者数につきまして当初賦課後でなければ具体的な数字を把握することが困難な状況でありますので、まだ財政支援額の算定基準についても具体的な数値を把握することが難しい状況であります。

以上でございます。

加納議長
清水議員

6番、清水議員。

そうすると、今の課長のお答えですと、それはそのような形に使ってもいいと。だけれども、今年度はわからないと。今年度の金額についてはわからないというのでしょうか。それは、18年度以降も出ると言っていますから、ですからそうすると先ほど私がお聞きしたようにこの支援金については被保険者の保険料引き下げに使ってもいいという

ことですから、そういう対応をする予定はありますか。そういうふうにする、本町としてそういうことはするつもりはありませんと答えるのですか、それは検討しますと、前向きに検討しますというふうに答えられるのですか、どちらですか。

加納議長
大森保健
福祉課長

保健福祉課長。

保健福祉課長、大森より回答させていただきます。

今回の支援策につきましては、全国的に国保保険者の保険税が高いということから、その財政支援というところだと思いますが、国保会計のほうに一般会計からの保険外の繰入金って繰り入れていると思います。保険料だけで国保会計が成り立つのであればよろしいのですが、士幌町の場合は一般会計から繰り入れていますので、国のほうもその市町村の財政支援というところでは一般会計繰り入れしているところが多くございますので、その部分の支援をするということも聞いておりますので、その部分からまず支援策の分を入れていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

加納議長
清水議員

3回なのですけれども。

ですから、私が伺ったのは、それはわかっているのです。国保会計に対して一般財源から繰り入れしていると。だけれども、それは、繰り返しになりますけれども、被保険者の負担を軽減するために使ってもいいのだと。それは国もそう言っているのです。国って厚労省が言っているのですから。そういう使い方もしてもいいのだと。そしたら、私は国保税高過ぎるのだというのですから、そうするとそれはできるだけ被保険者のために、住民のためにそういう使い方をする方がいいのではないですかと、ぜひそういうことを考えるべきだと言っているのです。とにかく国保税というのは、国保の加入者は本当に大変な人たちが多いのです。非正規労働者であったり、失業者であったり、退職者であったり、そういう人たちが大多数なのです。そういう人たちのために、国保税が高過ぎて払えなくて、そういう人たちがいるわけでしょう。そのために自治体としては、町としてはそういう人たちのためにできるだけ活用すべきだと。一般会計から繰り入れて、それはどこの自治体でもやっているのです。だから、そういう中でさらに国せっかく来るお金、一般会計繰り入れ減らすためにそこに向けるのではなくて、住民のために使うということを考えてくださいと私は言っているのです。それできるのですか。

加納議長
小林町長

町長。

私も正確に通達は見えていませんけれども、国保の構造からいくと今言ったように国の負担金減ってということも1つありますけれども、もう一つは加入者の所得構造が下がっているということ、所得が下がっているということもあって、軽減措置をずっとやってきているので

すけれども、それは一般会計からの繰り出しという形で対応してきているわけです、多く。そこが地方の団体からすれば財政上非常に大きな影響を受けているから、そこに補填をしてくれという、そういう趣旨なのです。ですから、そういう趣旨だというふうに私ども理解をしているのですけれども、ただ具体的にまだ通達については示されていませんから、その内容によってどうするかということについてはまた私ども検討して、議会に提案させていただくという、そういう中身になるのだというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思いません。

加納議長 ほかにございませんか。

(な し)

加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。6番、清水議員。
清水議員 議案第1号 土幌町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例案について反対討論を行います。

本条例案は、平成27年度国民健康保険税の最高限度額を現行の1世帯81万円から85万円に4万円引き上げるとするものであります。同時に軽減基準額の引き上げも行おうとしています。引き上げ対象世帯数は、医療分で169世帯、後期支援分272世帯、介護納付金分9世帯で、合計金額478万8,000円何がしとなります。他方、低所得者の7割軽減、5割軽減世帯に対する軽減判定基準の引き上げによる軽減世帯数は195世帯で、30万765円軽減されます。差し引き448万8,000円余の税収増を見込むものであります。

限度額引き上げの理由は、中間所得層の過重負担とならないよう国保税収増を図ろうとするものであります。ご承知のようにかつて国保加入者の多数派は農業者や自営業者でありましたが、今では国保世帯の7割が年金生活者、失業者などの無職者と非正規労働者などの被用者となっています。適切な国庫負担なしには成り立たない医療保険であります。ところが、歴代政権は、国庫負担を削減し、しかも国保加入者の貧困化が深刻になった後もそれをもとに戻さず、国保税は高騰を続け、限度額引き上げも限界と言わざるを得ません。したがって、限度額を引き上げる本条例案には反対であります。

議員各位の賛同をお願いし、反対討論を終わります。

加納議長 ほかに討論ございませんか。11番、加藤議員。

加藤議員 ただいま上程されております議案第1号 土幌町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例につきまして賛成の立場で討論させていただきます。

今回の条例改正は、主な改正点は1つに保険税課税限度額の改定と、2つ目に低所得者に対する保険税の負担軽減策をさらに拡充することの2点であります。保険税の課税限度額の改定につきましては、医療保険分が51万円から52万円に、後期高齢者支援金分が16万円から17万

円に、そして介護納付金分が14万円から16万円に保険税の課税限度額が引き上げられるもので、このことによって中間所得層の保険税の負担に配慮されるものであります。そして、当初低所得者に対する保険税の軽減策については、これまでも保険税の均等割額が所得に応じて7割、5割、2割と軽減されてきたところですが、軽減の基礎となる所得額をさらに引き上げて、保険税の軽減対象を拡大するものであります。

国民保険は、安心して医療を受けられる目的でつくられた制度で、保険加入者が保険税を出し合い、それに国、道、地方の交付金や繰入金を加えて現在は市町村が運営しているもので、保険税は所得に応じて加入者が分担し合うものです。そのことから、今回の条例改正では所得の高い人の保険税負担が大きくなる一方で、中間所得者の保険税負担に配慮することになりますが、この措置は社会情勢の変化に対応した所得再配分政策であることから理解するべきであることと低所得者層の保険税の軽減対象が拡大するものであります。以上のことから、今回の条例改正は適正な措置であると理解し、議案第1号は賛成であります。

議員各位の理解と賛同をいただきますようお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

加納議長 ほかに討論はございませんか。

(なし)

加納議長 これをもって討論を終結します。

これより議案第1号を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

加納議長 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食休憩といたします。

午後 0時07分 休憩

午後 1時30分 再開

加納議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

10

[日程第10、議案第2号「土幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例案」](#)を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第2号 土幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

この改正につきましては、関係法令の改正により引用条項の変更が

		<p>あったため改正をしようとするものであります。</p> <p>説明資料の11ページをお開きください。保健事業に係る第9条の改正でありまして、特定健康診査等についての規定が国民健康保険法の第72条の4であったものがこの法律の改正によりまして第72条の5に変わったため、改正しようとするものであります。</p> <p>以上、簡単ですけれども、議案第2号の説明といたします。</p>
	加納議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>(な し)</p>
	加納議長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
	加納議長	<p>討論なしと認め、これより議案第2号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
1 1		<p>日程第11、議案第3号「土幌町農業共済条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p>
	柴田副町長	<p>議案第3号 土幌町農業共済条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>これにつきましては、本年4月の共済事業を行う市町村の模範条例の基準の改正に伴いまして、条例を改正をしようとするものであります。</p> <p>説明資料は12ページでございます。第17条第3項は、家畜共済の事故の通知義務の内容を定めておりますが、肉豚に係るものを除くという部分を削りまして、ただし肉豚にかかわる通知、または種豚の死亡に係る通知についてはこの限りでないというものを加え、種豚の死亡に係る通知に獣医師の検案書の添付を省略できるように改めるものであります。</p> <p>次に、第69条は、共済金の支払いの免責であります。模範条例自体の錯誤がありまして、参考条項を改めるものでございます。</p> <p>議案の4ページに戻っていただきまして、附則の施行時期でございますけれども、北海道十勝総合振興局長の認可のあった日から施行するものであります。</p> <p>以上で説明といたします。</p>
	加納議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>(な し)</p>
	加納議長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
	加納議長	<p>討論なしと認め、これより議案第3号を採決します。</p>

		<p>本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
1 2	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第12、議案第4号「土幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p>
	柴 田 副 町 長	<p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p> <p>議案第4号 土幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>この改正につきましては、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正する省令により条例を改正するものであります。</p> <p>説明資料では13ページでございます。それぞれ保育事業を行う場合の職員数の算定に当たっての基準について改正するもので、看護師のほか准看護師も含めることができるようにするものであります。第29条、第31条では小規模保育事業A型及びB型で、第44条及び第47条につきましては保育型事業所内保育事業、小規模型事業所内保育事業についての職員に関する規定であります。</p> <p>議案に戻っていただきまして、附則でございますけれども、公布の日から施行するものであります。</p> <p>以上で議案第4号の説明といたします。</p>
	加納議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませんか。</p> <p>(な し)</p>
	加納議長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
	加納議長	<p>討論なしと認め、これより議案第4号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
1 3	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第13、議案第5号「訴えの提起について」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p>
	柴 田 副 町 長	<p>議案第5号 訴えの提起について説明をいたします。</p> <p>この訴えにつきましては、診療報酬の返還請求の訴えについて地方自治法第96条第1項の規定により議会に議決を求めるものでございます。</p> <p>訴えの相手方でございますけれども、旭川市6条通20丁目1717番地の250、稲葉憲一であります。</p>

請求の趣旨は、不正不当による診療報酬により本町が損害をこうむった2,380万2,908円及びこれに対する訴状送達の日から支払い済みまでの年5分は民法の定める法定利息でございますけれども、この支払いでございます。訴訟の費用につきましては、相手方の負担とするものでございます。仮執行宣言でございますけれども、判決がおりる前に強制執行ができるものとするものでございます。

請求の理由でございますけれども、帯広脳神経外科において勤務実態のない海外研修中の医師を常勤医師とするなど不正に保険請求を行い、また患者の症状等を診療録に記載せず痴呆加算をするなど不当に保険請求を行い、診療報酬を受給していた事実が判明したことから、この請求された金額及び加算金の支払いを求めてきたところですが、支払いに応じないことから訴えを提起するものでございます。

このことにつきましては、今までも経過等について説明をしてきたところでございますけれども、本町では相手方が無資力であるということから支払いの猶予をしておりましたが、国税局の強制執行により国税が完納されたことから無資力との判断が下せない状況となり、今回返還請求をするものであります。

なお、請求金額2,380万2,908円のうち660万6,138円は加算金であり、実際の損失額につきまして1,719万6,770円であります。

以上、議案第5号の説明といたします。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませんか。10番大西議員。

大西議員 町長、なかなかとるの難しいのだと思うのです。訴訟の費用まで相手方と決めても、裁判かけても勝つか負けるかもこれだって裁判だからわからないけれども、負けてしまってから持っていったってそれは勝ったほうがとるだけで、それでほかの町村も何町村もあるわけだから、共同で訴訟をやったほうが費用も少なくないかなと思うのですけれども、それはできないのですか。

加納議長 暫時休憩。

午後 1時39分 休憩

午後 1時40分 再開

加納議長 それでは、休憩を解きます。

保健福祉課長。

大森保健福祉課長 保健福祉課長、大森より回答させていただきます。

もう既に先行して債務名義をとりまして、稲葉氏から給与の差し押さえをしている町村もございますので、それぞれ訴訟を起こして、履行延期の期間も違いますので、それぞれの町村で行うということで進めております。

	以上でございます。
加納議長	ほかになければ、よろしいですか。 (な し)
加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。 (な し)
加納議長	討論なしと認めます。 これより議案第5号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。 (異 議 な し)
加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 以上で本日の日程は全て終了いたしました。 次回は23日午前10時から再開いたします。 本日はこれにて散会します。

(午後 1時42分)